

仕 様 書

1 件名

「優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方」ガイドブック及び同ガイドブック等発送用封筒の印刷

2 契約期間

契約締結日から令和4年11月21日(月)まで(契約期間中に、後記3及び4に示す業務内容一式、5(3)エに示すデータを削除した旨の書面提出を実施)

3 印刷仕様

(1) 「優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方」ガイドブック

- ア 頁 数 A4判 20頁(表紙、裏表紙含む。)
- イ 部 数 4,000部
- ウ 色 数 4C/4C
- エ 使用用紙 再生マットコート紙 菊判 76.5kg
- オ 製本方法 中綴じ 二つ折り
- カ 校 正 2回

※ 既存の物と同一の完成物となるよう作成・印刷すること。

※ 本業務を落札した者(以下「受注者」という。)が決定した後、公正取引委員会事務局経済取引局取引部企業取引課(以下「企業取引課」という。)から受注者に対し、「優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方」ガイドブック(以下「優越ガイドブック」という。)の原稿データをCD-Rで貸与する。本業務終了後、提供したCD-Rを速やかに返却すること。

※ 公示期間中、優越ガイドブックの現物を、企業取引課に常備する。必要があれば、来訪し見本を確認することができる(見本の持ち帰りは不可)。

※ 優越ガイドブックの原稿データの著作権は、公正取引委員会に帰属するものとする。

(2) 発送用封筒

- ア 部 数 4,000部
- イ 色 数 2C/0C
- ウ 規 格 角形2号 クラフト85g
- エ 加 工 封筒の宛名面に次のとおり印刷する。

- ・ 封筒上部分 企業取引課が貸与する4,000社分の宛名等データを基に、発送時の宛名等として所定の箇所に郵便番号、所在地、事業者名、整理番号等を印刷する。
- ・ 封筒中部分 企業取引課が指定する文字列(枠有り)を印刷する。
- ・ 封筒下部分 公正取引委員会(差出人)の名称、部署名、所在地、電話番号等を印刷する。

なお、封筒上部分に印刷する宛名等データは、令和4年11月7日(月)に貸与する予定である。

- オ 校 正 2回

(3) (1)及び(2)共通事項

ア 前記(1)及び(2)の校正は2回行うこととし、校正刷りを企業取引課に提出し、二校で最終確認を受けた後、全印刷部数を印刷する。

イ 前記(1)及び(2)に用いる紙は、グリーン購入法(国等による環境物品等の調達等の推進に関する法律)に適合したものとする。ただし、グリーン購入法に適合する紙を使用することが困難な場合は、担当官の了解を得た場合に限り、代替品の使用を認める。

ウ 本仕様書に定めのない事項については、協議の上で決定する。

4 納入

前記3(1)及び(2)の印刷物を、次のとおり納入すること。

納入期限 令和4年11月14日(月)

納入場所 〒100-8987

東京都千代田区霞が関1-1-1 中央合同庁舎第6号館B棟13階
公正取引委員会事務総局 経済取引局取引部 企業取引課

納入形態 前記2(1)については、50部を1包装(50部に満たない場合は当該数量で1包装)として納入。包装の外側1面に印刷物の名称及び数量を記載すること。
前記2(2)については、宛名等データの順に並べて納入。

5 本業務の履行に当たって遵守する事項等

(1) 宛名等データの取扱いについて

企業取引課が貸与する宛名等データの取扱いについて、次の事項を遵守すること。

- ア 本業務を履行するために必要な場合を除き、保管場所から持ち出さないこと。
- イ 毀損、紛失等の事態が生じないよう管理には万全を尽くし、毀損、紛失等した場合又は納入物(仕掛中のものを含む。)を紛失した場合は、直ちに企業取引課に連絡し、その指示に従うこと。
- ウ 本業務を履行するために必要な場合を除き、閲覧、使用、複製をしないこと。
また、本業務に従事する者以外の者が閲覧、使用、複製をできないように、パスワードを設定するなど保護対策を講じること。
- エ 本業務を履行するために宛名等データを複製する必要がある場合において、複製した宛名等データを取り扱う機器の数は必要最小限とし、かつ、複製した宛名等データをUSBフラッシュメモリ等の外部記録媒体に保存しないこと。
- オ 本業務を履行する前に、宛名等データを取り扱う機器にウイルス対策ソフトウェア等をインストールの上、その最新版を適用し、当該機器がウイルスに感染していないことや、ファイル交換ソフトウェア(Winny、Share等)がインストールされていないこと等を確認すること。万一、ウイルスへの感染やファイル交換ソフトウェアのインストールが判明した場合は、当該機器を使用しないこと。

(2) 本業務の再委託について

受注者が本業務の全部を第三者(グループ会社を含む。以下同じ。)に委託し又は請け負わせることは認めない。

ただし、本業務の適正な履行のために必要な範囲において本業務の一部を第三者に委託し又は請け負わせること(以下「再委託」という。)は認める。その場合は次の事項を遵守すること。

なお、本業務の一部を再委託する場合であっても、宛名等データを取り扱う業務の再委託は認めない。

ア 次の事項を明記した書面により事前に公正取引委員会に申請し、その承認を得ること。

- (ア) 再委託先の事業者名及び所在地
- (イ) 再委託する業務の範囲及びその必要性
- (ウ) 再委託先との契約金額

イ 本業務の一部を再委託する場合は、本業務に関する再委託先の行為及び不作為の全てについて責任を負うこと。

(3) 情報漏洩の防止について

ア 本業務の履行に当たっては、秘密の保持に留意し、情報漏洩の防止のために万全の対策を講じること。

イ 本業務の履行により知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。また、その情報を本業務以外の目的で使用してはならない。

- ウ 本業務終了後、直ちに宛名等データの記録媒体を企業取引課に返却すること。
- エ 本業務終了後、直ちに本業務の履行に使用した機器に保存されている一切の宛名等データ（これを加工するために使用したものを含む。）を削除すること。
また、宛名等データ及びこれに関連するデータの一切を削除したことを確認した上で、その旨を記した書面を令和4年11月21日（月）までに企業取引課に提出すること（書面の提出をもって本業務が完了したものとする。）。

(4) その他

企業取引課が必要と認めた場合、企業取引課の担当者が受注者の業務場所へ赴き、本業務の進捗状況や正確性、情報漏洩防止の実施状況等を確認することができるものとし、本仕様書に定められた方法（企業取引課が個別に指定した方法を含む。）以外の方法を採用している事実や業務に誤り等が認められた場合は、企業取引課の指示に従い速やかに是正すること。

6 見積り合わせの手続

(1) 見積書の提出

ア 提出期限

令和4年10月24日（月）正午

イ 提出方法

電子メールの方法による。

提出先メールアドレス：open-counter@jftc.go.jp

※ ただし、電子メールによる提出が困難な場合に限り、以下の場所に、持参、郵送及びFAXを認める。

〒100-8987

東京都千代田区霞が関1-1-1 中央合同庁舎第6号館B棟14階

公正取引委員会事務総局官房総務課会計室用度係

FAX：03-3581-2951

ウ 提出書類

(7) 見積書（消費税込みの総額を明示。社印・代表者印の省略可）

(4) 資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写し

(2) 見積り合わせの結果の通知

見積り合わせの結果（受注者、契約金額）は、受注者にのみ個別に通知するほか、公正取引委員会ウェブサイトに掲示する。

【公正取引委員会ウェブサイト（調達情報）】

<https://www.jftc.go.jp/soshiki/tyoutatsu/opkouhyou/index.html>

(3) 暴力団排除に関する誓約

見積書の提出をもって、別記「暴力団排除に関する誓約事項」に誓約したものとする。

7 問い合わせ先

(1) 仕様関係

公正取引委員会事務総局 経済取引局取引部 企業取引課

電話：03-3581-1882

(2) 見積り合わせの手続関係

公正取引委員会事務総局 官房総務課 会計室用度係

電話：03-3581-5474

以上

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体。以下同じ。）は、下記事項について入札書又は見積書の提出をもって誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当社が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、公正取引委員会の求めに応じて当社の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名、性別及び生年月日の一覧表）等を提出すること、及び当該名簿に含まれる個人情報情報を警察に提供することについて同意します。

記

1 次のいずれにも該当しません。また、本契約満了まで該当することはありません。

(1) 契約の相手方として不適当な者

ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年

法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(2) 契約の相手方として不適当な行為を行う者

ア 暴力的な要求行為を行う者

イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

ウ 取引に関して脅迫的な言動を行い、又は暴力を用いる行為を行う者

エ 偽計又は威力を用いて公正取引委員会の業務を妨害する行為を行う者

オ その他前各号に準ずる行為を行う者

2 暴力団関係者を下請負又は再委託の相手方としません。

3 下請負人等（下請負人（一次下請以降の全ての下請負人を含む。）及び再受託者（再委託以降の全ての受託者を含む。）並びに自己、下請負人又は再受託者が当該契約に関して個別に締結する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）が暴力団関係者であることが判明したときは、当該契約を解除するため必要な措置を講じます。

- 4 暴力団員等による不当介入を受けた場合、又は下請負人等が暴力団員等による不当介入を受けたことを知った場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うとともに、公正取引委員会に報告いたします。